

# 労働相談 Q&A



## 寄せられた相談をもとに、お答えします。

**Q** 令和6年3月末で、「時間外労働の上限規制」の適用猶予措置が終了し、今までの適用猶予事業・業務も、4月1日から上限規制の適用が開始されたと聞いています。適用事業・業務や規制内容の概要を教えてください。

**A** まず、36協定による「時間外労働の上限規制」の内容を簡単に記しておきます(但し、簡略して記載したため、有害業務の特例の場合や1年単位の変形労働時間制の場合等は記していません)。

○36協定は、時間外労働及び休日労働に関する労使協定です。以下は、36協定による「時間外労働の上限規制」の概要です。

- (1) 一般の36協定(原則)・・・1ヶ月45時間かつ1年360時間(時間外労働)
- (2) 特別条項付き協定(臨時的に限度時間を超えて労働をさせる必要がある場合)
  - ① 1年720時間(時間外労働)
  - ② 1月100時間未満(休日労働を含む)
  - ③ 月45時間を上回る回数は年6回まで(時間外労働)

上記(1)、(2)に対して、「実労働時間の上限規制」(絶対的上限)というものがあります。

それは、時間外労働と休日労働を合計して、(i)単月で100時間未満 (ii)2～6ヶ月平均で80時間以内というもので、罰則付きとなっています。

36協定は締結と届出(労働基準監督署)により合法的効力が発生しますが、労働者が時間外・休日労働を「しなければならない」とするには、就業規則や労働契約等にその根拠を定める必要があります。

次に、適用事業・業務や規制内容の概要は次のとおりです。

- ① 建設事業
  - ・「時間外労働の上限規制」をすべて適用。
  - ・災害の復旧・復興の事業の場合は、時間外・休日労働について「実労働時間の上限規制」が適用されない。
- ② 自動車運転の業務
  - ・「特別条項付き協定」を締結する場合の時間外労働の上限は年960時間。
  - ・「特別条項付き協定」のうち、「時間外労働が月45時間を超える回数は年6回まで」の規制が適用されない。
  - ・「実労働時間の上限規制」が適用されない。
  - それとともに、自動車運転者の拘束時間、休息时间、運転時間等について定める「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(令和4年厚生労働省告示第367号)が適用されます。
- ③ 医師(勤務医)
  - ・特別条項付き協定を締結する場合の時間外・休日労働の上限は、最大で年1,860時間となります。
  - ・「特別条項付き協定」のうち、「時間外労働が月45時間を超える回数は年6回まで」の規制が適用されない。
  - ・「実労働時間の上限規制」が適用されない。
  - 医療機関に適用する時間外労働の上限時間の水準は、5つに分けられ(A水準、連携B水準、B水準、C-1水準、C-2水準)、960時間又は1,860時間が適用されます。
  - 医療法等により追加的健康確保措置も求められます。
- ④ 鹿児島県及び沖縄県の砂糖製造業
  - ・「時間外労働の上限規制」がすべて適用される。
- ⑤ 新技術・新商品等の研究開発業務
  - ・引き続き、「時間外労働の上限規制」は適用されない(適用除外)。

※ 詳しくは厚生労働省等のホームページやパンフレットなどをご参照ください。

このような問題についてお困りの場合は、宮崎県中小企業労働相談所にご相談ください。

**相談先** 宮崎県中小企業労働相談所(宮崎/都城/日南/延岡)

宮崎県中小企業労働相談所

検索

**お問合せ先** 宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当 TEL:0985-26-7106